

## 政策会議 議事概要

|      |  |    |             |
|------|--|----|-------------|
| 開催日  | 令和4年1月5日   | 場所 | 市役所本庁 4階会議室 |
| 出席者  | <input checked="" type="checkbox"/> 市長 <input checked="" type="checkbox"/> 副市長 <input checked="" type="checkbox"/> 教育長<br><input checked="" type="checkbox"/> 市長公室長 <input checked="" type="checkbox"/> 総務部長 <input checked="" type="checkbox"/> 市民生活部長 <input checked="" type="checkbox"/> 健康福祉部長 <input checked="" type="checkbox"/> 産業部長<br><input checked="" type="checkbox"/> 農業委員会事務局長 <input checked="" type="checkbox"/> 建設部長 <input checked="" type="checkbox"/> 一宮市民局長 <input checked="" type="checkbox"/> 波賀市民局長 <input checked="" type="checkbox"/> 千種市民局長<br><input checked="" type="checkbox"/> 教育部長 <input checked="" type="checkbox"/> 会計管理者 <input checked="" type="checkbox"/> 議会事務局長 <input checked="" type="checkbox"/> 総合病院副院長兼事務部長 |    |             |
| 議題   | 宍粟市条件不利地間伐推進事業補助金交付要綱の一部改正について   |    |             |
| 現状   | 平成31年4月1日施行の改正森林経営管理法の施行に伴う森林環境譲与税の創設により、その創設趣旨である新たな森林管理システムの推進及び2050年におけるカーボンニュートラルを見据えた森林、林業、木材産業による「グリーン成長」の実現や、森林が有する公益的機能の高度発揮及び災害に強い森づくりに資するため、市においては令和元年度から搬出間伐と切捨間伐の両輪を展開させるため、条件不利地における間伐推進事業補助制度を設けている。   |    |             |
| 課題   | 条件不利地における間伐推進事業補助制度を設けたが、林業事業者等の取組みは搬出間伐がほとんどとなり、新たな森林管理システムが進んでいない状況である。その理由として、切捨間伐は木材の売り上げもなく、唯一の収入源である補助金について、現在の補助単価では林業事業者等が生業として確立されないことにある。  |    |             |
| 決定事項 | <p>1. 補助事業の改正内容</p> <p>《補助単価の見直し》</p> <p>補助事業の実施面積に乗じる標準単価を増額改定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 伐採の場合 … 115,000円 → 155,000円</li> <li>・ 土留の場合 … 153,000円 → 205,000円</li> </ul> <p>※これまで県の緊急防災林整備事業の対象とならない土留工のみ補助対象としていたが、補助単価の見直しにより、県の緊急防災林整備事業の対象となる場合についても市の補助単価の方が高くなる場合があることから、県の緊急防災林整備事業に上乗せした補助とする。</p> <p>《調整因子の設定》</p> <p>奥地等の条件不利地については、林道又は作業道から施業地までの距離や傾斜等が場所や条件により異なるため、作業条件等により価格差を設定することで公平性を確保し、より森林整備を促進させるため、調整因子を設定し、標準単価に乗じる。（宍粟市独自）</p> <p>2. 補助対象者</p> <p>森林所有者又は森林所有者から委託を受けた林業事業者</p> <p>※令和9年3月31日をもって失効</p>  |    |             |